

3 着実に推進すべき主要施策の基本的な方針

(1) 海洋の産業利用の促進

「海洋の産業利用の促進」とは、海洋環境の保全との調和を図りながら、海域において行われる海運、水産、資源・エネルギー開発等の様々な経済活動及びそこに製品・サービスを提供する産業の活動を拡大することで、海洋の開発・利用による富と繁栄を目指す活動である。

水産業については、増大するリスクも踏まえた成長産業化及び地域を支える漁村の活性化を図るため、「水産基本計画」等に即し、複合的な漁業への転換等の漁船漁業の構造改革、沖合養殖の拡大等による養殖業の振興、地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用した海業等の取組を推進する。これに加え、横断的な施策として、みどりの食料システム戦略、スマート水産技術の活用やDX、カーボンニュートラルへの対応等を推進する。

さらに、海洋の産業利用を促進していくためには、観光を含め海洋を使う様々な産業分野を開拓していくことや、我が国の離島における経済振興等も重要である。また、海洋産業を巡る様々な問題の解決に当たって、官民を挙げた戦略的な取組の促進、企業間交流の支援が必要である。

【KPI】

- ・ 漁港における新たな海業等の取組件数（現状：－、目標：500件(令和8年度末)）

【工程表】

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
造船、海運、基盤整備等については1(2)ア等に記載						
(水産)	1) 漁港における海業等を推進するための仕組みづくり、制度の見直し		漁港における海業等の推進、関係省庁・自治体等との連携体制の構築、広報の強化等			
	2) 浜の活力再生プランの見直し		漁港における新たな海業等の取組件数 (目標：令和8年度までに、500件)			
			新たな浜の活力再生プランの着実な推進による漁業者の所得向上			
	3) みどりの食料システム戦略に基づく取組の推進					

【主な取組の現状】

1) 「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律」が成立(R5.5)し、漁港における海業の推進に向けて、漁港施設等を活用して水産物の消費増進や交流促進に寄与する取組を計画的に推進する制度を創設し、海業の推進に取り組む地方公共団体、漁協、民間事業者等に対して、普及・横展開を図るための取組を行った。(農林水産省)



直売所に併設したカキ焼き小屋（諫早市小長井）
(提供：農林水産省)

2) 「浜の活力再生プラン」について、新たに海業による漁業外所得確保の取組や、地域の将来を支える人材の定着等の幅広い地域活性化の取組を位置づけられるよう見直しを行い、令和5年度で終期を迎えるプランについて、今期の取組を評価した上で、浜プランの見直しを踏まえた新たなプランへの更新を順次進めた。(農林水産省)



3) 持続可能な食料システムの構築に向け、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を策定(R3.5)し、令和12年(2030年)までに漁獲量を平成22年(2010年)と同程度である444万トンまで回復することや2050年カーボンニュートラルの実現等が盛り込まれている。水産関係としては、ロードマップに盛り込まれた行程を着実に実現すべく取組を進め、漁獲量444万トンへの回復に向け、資源管理をする上で新たに浮かび上がった課題の解決を図りながら、資源の維持・回復に取り組んだ。また、環境負荷低減への対応として、衛星利用による漁場探索の効率化、省エネ機器の導入等による燃油使用量の削減を図るとともに、海草・海藻類を対象として藻場の二酸化炭素固定効果の評価手法を開発する(ブルーカーボン(海洋生態系が吸収・貯留する二酸化炭素由来の炭素)の吸収源としても注目が高まっている)など、各種施策を実施した。(農林水産省)



海業ポスター
(提供：農林水産省)

【評価】

・漁業については、2(3)で指摘したことに加え、みどりの食料システム戦略では養殖についてのKPIが定められている。養殖業は食料生産の柱の一つであり、これについても工程表の中に入れていく必要があると考える。また、海業は、沿岸地域の活性化に重要な取り組みであるが、令和8年度の目標を達成するためにはさらに戦略的に増加を図る必要がある。一方、それぞれの省庁が漁業・水産業、エネルギー、造船、基盤整備など分野ごとに進めていくこととは別に、洋上風力のようにコンフリクトがある事象などについては、「地域の活性化をどう図るか」を鍵としながら分野横断的に進めるのが望ましい。こうした取り組みの可能性を海洋政策事務局では探ってほしい。

(2) 科学的知見の充実

海洋科学技術・イノベーションは、我が国の経済・社会の発展、経済安全保障のみならず、自然災害や気候変動への対応、海洋環境・海洋生態系の保全等の地球規模課題や Society 5.0 の実現にも貢献する。また、人類のフロンティアである深海や極域の研究の推進は、国民に科学への興味と関心を抱かせるとともに、人類の知的資産の拡大にも貢献する。このため、中長期的視点に立ち基礎研究を推進する。

また、海洋と宇宙との連携、AI・量子等の他分野との融合等を含めた最先端の研究開発を推進するとともに、市民参加型科学の推進を始めとする「総合知」の活用により、研究開発で得られた知見・技術・成果の社会還元・実装を進めていく。この際、国内外の社会情勢や科学技術の変化に柔軟に対応する。

ア 海洋調査・観測体制の強化

イ 基盤技術、共通技術等による海洋科学技術の振興

ウ 市民参加型科学の推進

【KPI】

a) 海洋調査の実施件数（現状：約 2,800 件（実績）（平成 30 年度からの 5 年間）、目標：約 2,800 件を確保（令和 5 年度からの 5 年間））

b) アルゴフロートによるプロファイル数（現状：11,403/年（平成 29 年度～令和 3 年度実績の 5 年分の平均値）、目標：11,500/年（令和 5 年度～令和 9 年度実績の 5 年分の平均値））

【工程表】

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
	令和5年度戦略目標「海洋とCO ₂ の関係性解明と機能利用」の下での戦略的創造研究推進事業の実施					
ア 海洋調査・観測体制の強化	1) 技術開発も含めた海洋観測網の維持・強化、定期的・持続的・包括的な海洋調査・観測の実施					
	2) 海洋調査船等の調査システムの着実な整備及び新たな調査機器の開発・新技術の導入					
	3) 精密な地理空間情報の整備のための水路測量・測地観測等の実施					
イ 基盤技術、共通技術等による海洋科学技術の振興	1) 「AUV戦略」の策定	「AUV戦略」の実施				
	2) 高精度・効率的な観測・探査に向けた通信技術、センサー等の研究開発					
	3) 海洋調査船、無人探査機、有人探査船、試験水槽、スーパーコンピュータ等の研究プラットフォームの整備・運用					
ウ 市民参加型科学の推進	「市民参加による海洋総合知創出手法構築プロジェクト」の実施					

【主な取組の現状】

ア 海洋調査・観測体制の強化

1) 水蒸気集中観測の充実をより一層進め、線状降水帯や台風等による集中豪雨の予測精度の維持・向上を図るため、新しい海洋気象観測船「凌風丸」を建造し、観測を開始した。（国土交通省）



海洋気象観測船「凌風丸」
(提供：気象庁)

・海洋気象観測船、アルゴフロート、漂流型海洋気象ブイ、沿岸波浪計、潮位計による海洋観測を実施した。このうち、海洋気象観測船やアルゴフロートにより、北西太平洋域における長期的・継続的な海洋観測を実施した。(国土交通省)

・自動昇降型漂流ブイのアルゴフロート、漂流フロートの投入、時系列観測係留ブイの設置、船舶による観測等を組み合わせ、大気から海洋までの統合的な海洋の観測網の構築を進めた。(文部科学省)

2) JAMSTEC では、無人探査機「かいこう」のランチャーレス運用の実用化に向けて、令和5年度は「新青丸」にて公募機器としての供用を開始したほか、「かいめい」による試験潜航を実施し、運用に問題がないことを確認した。(文部科学省)



海底広域研究船「かいめい」
(提供：文部科学省)

3) 測量船に搭載されたマルチビーム測深機による海底地形調査や音波探査装置による地殻構造調査等を実施した。(国土交通省)

・令和6年能登半島地震による海底変動を把握するため、海底地形調査を実施した。(国土交通省)

イ 基盤技術、共通技術等による海洋科学技術の振興

1) 「AUV 官民プラットフォーム (官民 PF)」において、AUV の将来ビジョン、技術マップ、ロードマップを含む、「AUV 戦略」策定に対する提言を作成し、この提言を踏まえて、2023年12月に総合海洋政策本部で「AUV 戦略」が決定された。(内閣府)

2) JAMSTEC では、標準化を見据えた深海センサーの開発や、気候変動研究に資する観測を、SI トレサブルな基準に基づいて行うことができる体系の確立に継続して取り組んだ。(文部科学省)

・コスト低減、国際競争力の強化、民生分野を含む「自律型無人探査機(AUV)」(UUV) の研究開発の効率化等を見据えた共通基盤構築を念頭に置き、ハード/ソフトウェアおよびインターフェース等の共通化を図った長期運用型 UUV (試作品) を製造した。(防衛省)

3) JAMSTEC では、保有する船舶・探査機、スーパーコンピュータ等のファシリティを活用して、調査から予測まで一体的に実施している。さらに、スーパーコンピュータを運用している研究機関との情報交換を行いつつ、2021年から運用を開始した第4世代の地球シミュレータの運用を行った。(文部科学省)



地球シミュレータ
(提供：文部科学省)

ウ 市民参加型科学の推進

・「市民参加による海洋総合知創出手法構築プロジェクト」を令和5年度中に開始し、海洋分野における総合知を創出するための手法の構築のため、外部評価委員会の実施等を行った。（文部科学省）

【評価】

・海洋調査・観測体制の強化 KPIとなっている様々な機関による海洋調査の実施件数は、現状の年間調査数を継続できれば達成可能と思われる。一方令和5年度におけるアルゴフロートのプロファイル数は令和3年までの5年平均よりも若干少ない。科学的知見の充実や海洋のDX化の基盤となる調査ならびにデータを今後も着実に積み上げられるよう、各機関における調査の継続実施が重要である。

・基盤技術、共通技術等による海洋科学技術の振興についてはAUV戦略の策定、センサー類の開発をはじめ着実に成果が得られていると評価する。今後のさらなる進展と開発された技術の横展開を期待する。

・「AUV官民プラットフォーム」における「AUV戦略」決定を大いに評価する。目標達成に向け、深海センサー開発、気候変動研究に資する観測体系の確立、第4世代地球シミュレータの活用などの技術開発における継続的な進展を期待する。

（3）海洋におけるDXの促進

現在、我が国の様々な分野においてDXが進められている。海洋におけるDXは、海域で発生する自然災害の防災・減災、海洋産業における利用、包括的・持続的な海洋調査・観測を含めた科学的知見の充実等に不可欠のものである。

DXの要はデータであり、データは新産業を産み出す基盤となり得るものである。既に国際海運や養殖を含む水産業等で、データサイエンスを活用した産業が勃興しつつある。産学官でまずは利用してみるという姿勢で、海洋に関するデータの共有・利活用を加速し、データ解析・分析手法の開発も行いながら、膨大な海洋データを用いたデータ駆動型研究を推進することで、付加価値をもった情報を基にしたイノベーションを創出する。

ア 情報インフラ及びデータ解析技術の整備

イ データの共有・利活用の促進

【KPI】

・海洋状況表示システム「海しる」のアクセス件数、API公開項目数、API利用件数（再掲）（現状：アクセス件数（平均値）：10,600件/日、API利用件数（平均値）：7,700件/日（令和5年1月～12月）、API公開項目数：93件（令和5年度）、目標：令和4年の2倍（令和9年まで）

【工程表】

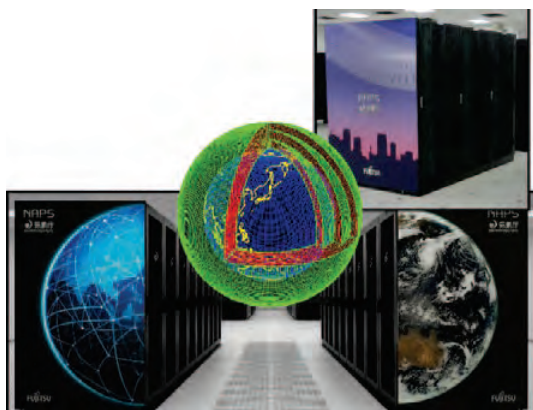
	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
ア 情報インフラ及びデータ解析技術の整備	1)スーパーコンピュータ、大容量の観測データ通信に必要な基盤技術等の整備・運用					
	2)海洋のデジタルツインの構築					
イ データの共有・利活用の促進	1)「データ統合・解析システム(DIAS)」の運用・利用拡大					
	2)海洋状況表示システム「海しる」等を活用した海洋情報の共有体制の強化					
	3)サイバーセキュリティの対策の実施					

【主な取組の現状】

ア 情報インフラ及びデータ解析技術の整備

1)地球科学研究の発展のため、スーパーコンピュータ「地球シミュレータ」の運用、ならびに利用者への技術支援、機器類の整備・更新を進めているほか、この地球シミュレータを用いて文部科学省の気候変動予測先端研究プログラムにおける気候モデルの開発等、台風や地震などの自然現象理解に資する研究や防災策に資する研究等を行った。各研究では高度な数値計算の他、AI技術等が取り入れられており、先端的な融合情報科学研究を進めた。(文部科学省)

・自動海洋観測ブイのアルゴフロート、漂流フロート、係留ブイ、船舶による観測等を組み合わせ、統合的な海洋の観測網を構築している。また、ブイ、船舶、衛星等により得られた観測データを収集、同化し、波浪、水温、海流等の解析を実施するとともに、得られた解析値を数値予報モデルの初期値として活用した。(国土交通省)



気象庁スーパーコンピュータシステム
(提供：気象庁)



海洋気象観測網の概要 (提供：気象庁)

2)観測データと大規模シミュレーションによる海洋デジタルツインの研究開発として、海ごみデジタルツインの構築、データ連携ソフトウェアの開発等を行った。(文部科学省)



海洋デジタルツインを使って
付加価値情報を創生
(提供：文部科学省)

イ データの共有・利活用の促進

1) 地球環境ビッグデータを蓄積・統合・解析・提供する DIAS（データ統合・解析システム）を安定的に運用するとともに、気候変動等の地球規模課題の解決に貢献する研究開発を実施した。（文部科学省）

2) 「海しる」の機能強化及び一層の海洋データ連携の強化のため、自発的な発展が可能なコミュニティを官民で形成すべく、コンテストやワークショップ、シンポジウムを開催する等、まずは普及の観点から取組を実施した。（内閣府）

3) 海上保安庁総務部情報通信課に「サイバー対策室」を設置し、衛星通信回線の冗長化や妨害電波対策の調査研究等を行うことにより情報通信システムの強靱化を進めた。（国土交通省）

・2030年頃までの自動運航船の本格的な商用運航の実現に向けた環境整備を進めるべく、船舶の運航に必要な認知・判断等の要素技術やシステムの検証・評価技術の開発を支援した。また、国内での実証事業の成果等の我が国が有する知見を活かし、国際海事機関（IMO）での国際ルールの策定を主導した。（国土交通省）

【評価】

・「地球シミュレータ」を用いた気候モデルの開発、台風や地震などに資する研究や防災策に資する研究等は重要である。継続的な進展を期待する。

・「海しる」の機能強化及び海洋データ連携強化の一連の活動は重要である。今後の活動を期待する。

・自動運航船の本格的商用運航は近い将来、必須の技術であるので、環境整備、技術開発、国際ルール策定主導の継続を期待する。

（４）北極政策の推進

我が国の北極政策の三つの柱（研究開発・国際協力・持続的な利用）を今後も推進していく。

具体的な取組としては、観測の空白域の解消に資する北極域研究船の着実な建造や北極域研究加速プロジェクト（ArCSⅡ）等による観測・研究・人材育成の推進、国際連携による観測データの共有の推進、先住民との連携強化、北極海航路に関する情報収集と産学官協議会を通じた情報提供、関係する各分野での国際ルール形成への貢献及び水産資源の保存管理に係る国際枠組みの実施の促進等を着実に進める。

特に、北極域研究船については、完工後速やかに運用できるように国際研究プラットフォームとしての利活用方策や航行計画を検討する。

また、これらの取組を二国間協議や国際会議の場で発信することで、日本のプレゼンスの向上を図る。

【KPI】

・北極域研究船の建造時期（現状：令和3年度着工、目標：令和8年度就航）

【海洋開発重点戦略の主な成果指標】

我が国の北極政策に対する理解促進及び関係各国との連携強化を図るため、令和6（2024）年度までに、北極圏国や北極圏外の関心を持つ10か国・地域以上を対象として、ポテンシャルのある北極関連の各分野の専門家やステークホルダーを特定、令和7（2025）年度及び令和8（2026）年度には、同対象国等を対象とした国際シンポジウム・ワークショップを各年度2回以上開催する。

また、令和8（2026）年度の「みらいⅡ」の就航以降、国際的な観測計画において、各国の機関との調整、若手研究者等の参加促進、情報発信等に中核的な役割を果たすとともに、共同観測に参画し、実施後のデータ共有・利活用を促進すること等により、国際研究プラットフォーム化を実現していく。このうち、若手研究者等の参加促進に関しては、国際研究プラットフォームとして、「みらい」及び「みらいⅡ」へ乗船した国内外の若手（40歳以下）の研究者、技術者等の人数を、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの累計で200名程度とする。

令和9（2027）年には、国際北極科学委員会（IASC）が主催する研究コミュニティの年次会合である Arctic Science Summit Week（ASSW）を日本で開催し、北極研究に関する国際的な協力・協働等について議論する。

これらの成果を活用するとともに、関係各国との協調・連携を強化していくことで北極海航路や北極域における鉱物資源・生物資源の開発等につなげる。

【工程表】

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
研究開発	1)北極域研究船の着実な建造					
	2)北極域研究船の国際研究プラットフォームとしての運用に向けた検討・準備					
	3)ArCSⅡ等による北極域研究の推進					
	<p>「みらい」を活用した北極域研究の加速</p> <p>協力分野拡大のための可能性に関する調査事業</p> <p>「みらいⅡ」を活用した北極域研究の加速</p> <p>・「みらいⅡ」の国際研究プラットフォームとしての活用</p> <p>結果を活用</p> <p>・国際シンポジウム・ワークショップの開催</p> <p>・大阪万博の機会を活用した情報発信等</p> <p>結果を活用</p> <p>北極海航路、北極域における鉱物資源・生物資源開発等</p> <p>「我が国の北極政策」（平成27年総合海洋政策本部決定）の着実な実施</p> <p>「みらいⅡ」の着実な建造（R8年度就航）と運用</p>					
国際協力	北極評議会を始め関連国際会議における情報収集・政策発信	北極評議会を始め関連国際会議における情報収集・政策発信	北極評議会を始め関連国際会議における情報収集・政策発信	北極評議会を始め関連国際会議における情報収集・政策発信	北極評議会を始め関連国際会議における情報収集・政策発信	北極評議会を始め関連国際会議における情報収集・政策発信
持続的な利用	北極海航路に関する情報収集や産学官での情報共有					

【主な取組の現状】

研究開発

- 1) 令和8年度の北極域研究船「みらいⅡ」就航に向けて、令和3年度から建造に着手し、令和5年度は各種設計を概ね完了、加工を開始し、建造を着実に実施した。(文部科学省)
- 2) 国際研究プラットフォームとしての運用に向けて、第1回北極域研究船国際ワークショップの主催や国際的な北極関係会合・イベントを通じて、関係各国との連携に関する議論を行った。(文部科学省)
- 3) 地球規模課題の対処に向け、R2年度に開始した北極域研究加速プロジェクト(ArCSⅡ)を推進し、北極域の課題解決や、研究基盤の強化等に向けた取組を実施した。(文部科学省)

国際協力

・北極サークルや北極フロンティアといった北極関連国際会議等の多様な機会をとおして、北極評議会(AC)及びAC作業部会の活動再開に関する情報を収集するとともに、AC事務局が開催するウェブ会議に参加し、今後のACやAC作業部会の運営方針などを確認した。(外務省)



北極サークル
(提供：外務省)

持続的な利用

- ・北極関係省庁・関係機関それぞれがフォローする北極関連情報について、定期的な情報交換会を実施するとともに、北極関係公館にも情報共有し、我が国の北極政策プレゼンス促進につなげた。(外務省)
- ・北極政策を「海洋開発等重点戦略」の一つに位置付け、その持続的利用に関し、今後の関係省庁間の連携強化を図った。(内閣府)

【評価】

- ・北極域研究船「みらいⅡ」の建造継続は着実に進められていると理解した。
- ・北極域研究船の建造は予定通り進んでいるようなので、これを引き続き進めるとともに、就航後の国際利用の枠組みについても並行して具体化していただけると良いと思う。
- ・北極域研究船国際ワークショップの主催やArCSⅡの推進、北極評議会とその作業部会の活動再開への各種活動など、国際的な貢献の着実な継続は重要である。
- ・ウクライナ侵攻に伴って北極評議会の中核的な活動は停滞しているかと思うが、作業部会等における科学的・技術的協力は可能な範囲での継続を模索していただけると良いと思う。
- ・気候変動予測や北極域の持続的利用に寄与するArCSⅡやみらいⅡの建造が着実に進められている点を評価する。海洋開発重点戦略の一つとなったのであるから、みらいⅡを使った人材育成や研究開発プラットフォームとしての役割を継続的かつ着実に果たせるよう、ArCSⅡの後継課題の検討や成果の発信をしっかりと行う必要がある。

(5) 国際連携・国際協力

ア 「海における法の支配」及び国際ルール形成の主導

国際連携・国際協力は、平和で安定した国際社会の確立を基盤とした我が国国益の実現のために行われるべきものである。

国際協調主義を掲げる我が国は、海洋分野においても、国際機関における我が国の人的プレゼンスを含め、国際機関や国際会議への積極的な参加・貢献を通じ、国際ルール形成を主導していく。また、海洋に関する紛争や利害の対立等に際しては、国際ルールに則して対処し、主張を通すために力や威圧を用いず、平和的な事態収拾を徹底する。

イ 総合的な海洋の安全保障に向けたインド太平洋地域等の諸外国との連携強化

インド太平洋海域の海洋安全保障における我が国のリーダーシップを発揮し、対話を促進するため、海洋分野においても、ODAを戦略的に活用する。

具体的には、諸外国（特にインド太平洋諸国）への海洋に関わる課題解決の支援について、海上法執行、捜索救助、MDA等能力の構築に向けた巡視船を含む機材供与や、海上保安政策プログラム（MSP）の拡充を含む人材育成・交流等の取組を引き続き戦略的に進めていく。その際、効率的かつ効果的な支援のため、総合的な支援戦略の策定及び途上国のニーズに合致した巡視船等を迅速かつ安価に提供するための巡視船の標準化等の検討が重要である。

また、ODAとは別に、軍等に対する資機材供与やインフラ整備等を通じて、同志国の安全保障上の能力や抑止力の強化に貢献する新たな無償資金協力の枠組みである政府安全保障能力強化支援（OSA）を創設した。OSAを活用し、我が国との安全保障協力関係の強化、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出及び国際的な平和と安全の維持・強化に寄与していく。

ウ 持続可能な海洋の構築に向けた協力強化

SDG14への貢献に関しては、海洋に関わる多様なリテラシーの向上と各国が抱える海洋に関わる課題（海洋汚染の防止、生態系の保全、水産資源の管理と経済便益の増大及び零細漁業の振興や、防災/減災・海洋産業振興の科学技術開発等）への協力を強化・拡充する。あわせて、それらの解決が可能な専門人材の育成・交流等、諸外国の海洋に関わる課題解決に向けた我が国ODAによる知見の蓄積と提供等の協力を継続・強化する。

【KPI】

a) 海上法執行能力強化のための技術協力及び研修等への参加国数（現状：20カ国（令和5年度の実績）、目標：20カ国以上（令和7年まで）

b) 海上安保分野の人材育成・人材ネットワーク強化のための研修・セミナー等への参加者数（現状：613人（令和5年度の実績）、目標：800人以上（令和7年まで）

【工程表】

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
ア 「海における法の支配」 及び国際ルール形成の 主導	1) アワオーシャン会議等の活用 (ハイレベルによる出席やコミットメントの発表、海洋基本計画や官民含む日本モデルの発信等を通じて国際社会における我が国のプレゼンス強化、「海における法の支配」及び科学的知見に基づく政策の実施)の浸透を推進する。)					
	2) 国際連合等における海洋に関する議論への積極的な対応 (IMO等における海洋に関する国際ルールの策定や国際連携・国際協力に主体的に参画し、各施策の進捗に応じ発信・連携を強化する。)					
イ 総合的な海洋の安全保障 に向けたインド太平洋 地域等の諸外国との 連携強化	第19回 I I S S アジア 安全保障会議 (シンガポール)	第20回 I I S S アジア 安全保障会議 (シンガポール)	I I S S アジア 安全保障会議 (年1回開催) (シンガポール)	I I S S アジア 安全保障会議 (年1回開催) (シンガポール)	I I S S アジア 安全保障会議 (年1回開催) (シンガポール)	I I S S アジア 安全保障会議 (年1回開催) (シンガポール)
	第7回日ASEAN 防衛担当大臣会合	第8回日ASEAN 防衛担当大臣会合	1) 日ASEAN防衛担当大臣会合、拡大ASEAN国防相会議 (ADMMプラス) 等 国際枠組みを積極的に活用し、我が国の安全確保や関係各国と海洋の安全に関する 協力関係を強化する。			
	第9回拡大ASEAN 国防相会議 (ADMMプラス)	第10回拡大ASEAN 国防相会議 (ADMMプラス)				
	2) 海上法執行能力強化のための人材育成 海上法執行能力強化のための技術協力、研修等の実施 (目標：令和7年度までに、20か国以上、800人以上)					
ウ 持続可能な海洋の構築に 向けた協力強化	持続可能な開発目標 (SDG) 14 実施支援国連会議 (国連海洋会議)					
	1) 日本が表明した自主的取組やアクションプラン等の着実な実施・履行 2) 2021~2030年「国連海洋科学のための10年」					

【主な取組の現状】

ア 「海における法の支配」及び国際ルール形成の主導

1) 星野剛士内閣府副大臣（当時）が日本政府代表として第8回アワ・オーシャン会議（於パナマ）に参加し、気候変動や海洋汚染を中心に、計25件、約33億ドル相当の取組を、本会議における海洋分野における我が国の取組として発表した。（内閣府）

（注：第8回アワ・オーシャン会議は、令和5年3月2～3日に開催され、我が国の会計年度上は令和4年度の開催となるが、実質的に令和5年度の事業であるため、令和5年度工程表に記載しているもの。）

- 第8回アワ・オーシャン会議の結果を受け、令和6年4月にギリシャにおいて開催予定の第9回アワ・オーシャン会議に向けた準備を行った。（内閣府）

2) 国連海洋法条約締約国会合（SPLOS）や国連総会決議「海洋と海洋法」等の海洋法関連会合に積極的に参加し、「法の支配」に基づく海洋秩序の維持・発展に向けて取り組んだ。なお、令和5年に国連海洋法条約（UNCLOS）の締約国が168か国に増加した。（外務省）

- 令和5年2月に気候変動に伴う海面上昇により海岸線が後退した場合も、国連海洋法条約に従って設定された既存の基線の維持は許容されとの立場を採ることとした旨を発表し、同立場に基づき各国と連携して国際社会に働きかけた。（外務省）

- 令和5年6月、BBNJ協定が採択された。2004年に国連で本件に関する議論が開始されて以降、日本は「保全」と「持続可能な利用」のバランスが取れ、実効的かつ多くの国が参加する普遍的な条約となるよう、交渉に積極的に参加。（外務省）

イ 総合的な海洋の安全保障に向けたインド太平洋地域等の諸外国との連携強化

1) ADMM プラスや WPNS をはじめとした多国間枠組の取組が進展しており、安全保障・防衛分野における協力・交流の重要な基盤として、地域における多国間の協力強化に取り組んでいる。令和5年11月の第8回日 ASEAN 防衛担当大臣会合において、木原防衛大臣は、ASEAN の AOIP に示された原則は、開放性、透明性、ルールに基づく枠組みなど、FOIP と本質的な原則を共有していることを確認するとともに、日 ASEAN の防衛協力を新たな段階に進めるべく、防衛協力強化のための日 ASEAN 大臣イニシアティブ（ジャスミン）を提示し、ASEAN 各国の大臣から歓迎の意が示された。（防衛省）



ソロモン諸島海上警察との親善訓練
（提供：防衛省）



第20回 ADMM プラス海洋安全保障専門家会合（タイ・米国からフィリピン・日本への共同議長引継ぎ）（提供：防衛省）

2) フィリピン沿岸警備隊及びマレーシア海上法令執行庁に対して JICA 専門家を派遣した。
（国土交通省）

・フィリピン沿岸警備隊に対して JICA 専門家を派遣し、船舶の運航・保守、計画、海上法執行、海上保安、海上安全に関する能力向上支援に取り組んだ。（外務省、国土交通省）

・能力向上支援に関しては、シブチ沿岸警備隊、スリランカ沿岸警備庁、マレーシア海上法令執行庁、ベトナム海上警察、インドネシア海上保安機構、フィリピン沿岸警備隊、パラオ、キリバス、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島に対し、海上法執行、油防除、潜水、鑑識業務、立入検査等に係る能力向上支援を現地及びオンライン研修にて実施した。

また、米国沿岸警備隊と連携して、令和5年5月にフィリピン沿岸警備隊に対する能力向上支援を実施した。（国土交通省）

・昨年度までのパラオに加え、新たにキリバス、ミクロネシア連邦、マーシャル諸島に対し、海上保安庁 MCT（Mobile Cooperation Team）を派遣し、能力向上支援を実施し、太平洋島しょ国の海上法執行能力向上に大きく貢献した。（国土交通省）

・海上保安政策プログラムに関しては、令和5年9月に第8期7名（インド1名、インドネシア1名、モルディブ1名、フィリピン1名、スリランカ1名、日本2名）が同プログラムを修了し、平成27年の開講以来延べ59人の修了生を輩出した。（国土交通省）

・令和5年度12月までに、フィリピンに対し沿岸監視レーダーシステムの供与、マレーシアに対し救難艇等の供与、バングラデシュに対し警備艇の供与、フィジーに対し警備艇等の供与をそれぞれ内容とする書簡の署名・交換を完了した。（外務省）

ウ 持続可能な海洋の構築に向けた協力強化

1) 生物多様性国家戦略 2023-2030 等に従い、30by30 目標等の達成に向けて、海域における OECM の検討等に取り組んだ。(環境省)

2) 国立研究開発法人 国立環境研究所において、フィンランド国立環境研究所 (SYKE) との協力覚書に基づき、ブラックカーボン (BC) および生態系観測などの気候変動分野について、担当研究者間の研究会合やデータ交換に基づくモデルシミュレーションなどの調査研究を実施した。(環境省)

・海洋観測に関する国際協力として、JAMSTEC において、「持続可能な開発のための国連海洋科学の 10 年」(2021-2030) に貢献するアクションとして承認された国際プログラムやプロジェクト等への参加及び、新規アクションに関する議論や提案を通じて、「国連海洋科学の 10 年」の推進に貢献する等の取組を実施した。(文部科学省)

【評価】

・引き続き、各種国際会議の場で海における法の支配の重要性を再確認いただけると良いと思う。

・BBNJ 協定の締結につき、引き続き検討を進めていただけると良いと思う。また、同協定の実施メカニズム (クリアリングハウス等) の細部については、今後締約国会合で詰められていくことになるかと思うが、(仮に当事国となった際には) 十分に科学的根拠を持った形で運営がされるように制度設計をリードしていただけると良いと思う。

・総合的な海洋の安全保障に向けたインド太平洋地域等の諸外国との連携強化に関し、能力向上支援の対象国が太平洋島嶼国等において拡がり、また、能力向上支援における国際機関や米国等との連携の進展が認められる。今後も、総合的な支援戦略を策定しつつ、効率的かつ効果的な支援が進むことが期待される。

・国際連携・国際協力は海洋基本計画の二つの支柱をともに実現していく上で必要不可欠である。前者については具体的な KPI が示され、「海洋の安全保障」の推進に寄与する具体的な取り組み内容が示されて、着実に進捗していることが伺える。「持続可能な海洋の構築」に寄与する「国連海洋科学の 10 年」については、実施期間の半ばに差し掛かるので、後半に向けてさらなる推進と成果を国際社会に向けて戦略的に発信していくことが重要と考える。

(6) 海洋人材の育成・確保と国民の理解の増進

海の恵みを子孫に引き継ぎ、海洋立国を実現するためには、その基盤となる海洋人材の育成・確保が重要である。特に、洋上風力発電等の新たなニーズが高まるとともに、海洋においてもDXが求められる現状において、海洋産業の魅力や重要性を発信しつつ、産業構造の転換に対応した高度な海洋人材を育成・確保することや、デジタル化に関心の強い学生を海洋分野に引きつけることは、我が国の成長戦略の柱として必要な取組である。

海洋人材の育成は、子どもや若者が海に親しみを持ってもらう中で、海に関わる産業の存在や、その重要性、将来性、魅力を認識すること等により関心を持つところから始まる。このため、学校を中心として海洋に関する教育を推進する。

また、人材育成・確保を含めた海洋政策推進のため、海洋科学技術への市民参加型科学の推進等を通じて、人類のフロンティアとしての海、海洋生態系、海洋に係る我が国の位置づけ、地域に根ざした海洋の歴史・文化等の理解、持続可能な海洋や幅広い海洋に関する知識の習得等、海洋に関する国民理解の増進に努める。

その際、「海の日」制定の意義を踏まえ、「海の日」の更なる活用方策を検討するとともに、国民が海を身近に感じられるよう、安全への配慮等も含め、海洋に実際に触れあう機会を充実させることが必要である。

ア 海洋人材の育成・確保

- ① 海洋産業の振興と産業構造の転換への対応
- ② 海技者教育・専門家の育成
- ③ 海洋におけるDXへの対応
- ④ 多様な人材の育成と確保

イ 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進

【KPI】

- ・外航船員新規就業（現状：159人（H30～R4の平均）、目標：160人（令和5年～令和9年の平均））
- ・多科配乗の改善に向けた大学のカリキュラム改定（現状：神戸大学については、既にカリキュラム改正済。東京海洋大学についてはカリキュラム改正に向けて作業中。（令和5年度）、目標：商船系大学におけるカリキュラム改定の乗船実習配乗計画への反映（令和8年度））

【工程表】

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
ア 海洋人材の育成・確保		各分野に応じて専門人材を育成・確保 1) 海洋産業の育成と構造転換に対応した人材の育成・確保等 2) 産学官の連携による船員教育機関での乗船実習教育における多科・多人数配乗の改善（商船系大学におけるカリキュラム改定の乗船実習計画への反映） 3) 諸施策による船員への就業・定着の推進 4) 船員・水産業等での若年者の確保・女性活躍の推進等の多様な人材の育成と確保				
イ 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進		1) 海洋教育推進事業等による海洋教育の推進 2) 海の日イベント等				

【主な取組の現状】

ア 海洋人材の育成・確保

1) 洋上風力の事業開発を担う人材、エンジニア、専門作業員の育成に向け、カリキュラム作成やトレーニング施設整備に係る支援を行った。また、支援を受けた事業者により、洋上風力に関する受講カリキュラム等が3件作成された。トレーニング施設については、5箇所完成するとともに、4月以降は受講生の受け入れが可能となる見込み。（経済産業省）

- 東京海洋大学では、社会人学生も対象に、海洋に関するビッグデータを解析し、AI技術を用いた海洋産業の発展を担う人材を育成する「海洋産業AIプロフェッショナル育成卓越大学院プログラム」を実施した。（文部科学省）

2) 神戸大学におけるカリキュラム改定を独立行政法人海技教育機構の乗船実習配乗計画に反映させ、乗船実習を実施した。（国土交通省）

- 東京海洋大学では、多科・多人数配乗の改善のため、令和6年度からの新カリキュラムの導入に向け最終調整中。（文部科学省）

3) 女性船員については、平成30年4月の「女性船員の活躍促進に向けた女性の視点による検討会」の提案のとりまとめを受け、女性船員の活躍推進のための情報発信や魅力ある職場づくりなどによる船員の働き方改革に取り組んでいる。（国土交通省）

- 海上運送法に基づく日本船舶・船員確保計画の認定を受けた事業者が、新人船員を計画的に雇用・育成した場合に、助成金を支給している。（国土交通省）

- 船員の働き方改革の推進に向けては、船員の労務管理の適正化のための仕組み等の実効性を確保するため、各種ガイドライン等の積極的な周知などを行うとともに、船員行政のデジタル化の取り組みを進めている。（国土交通省）

海運業における女性船員数（国土交通省）

令和4年度 861名

令和3年度 820名

令和2年度 850名

・日本船舶・船員確保計画の認定事業者に対して、新人船員の育成経費の補助を行った。（国土交通省）

令和5年度補助実績：72者（202名分）

4) 退職予定自衛官に対する再就職支援において、船員への再就職を希望する海上自衛官等に対し、海技士等の資格取得に係る職業訓練を実施した。（防衛省）

・優秀なアジア人船員を養成・確保するため、フィリピン、インドネシア及びベトナムから船員教育者を日本に招き、当該国の船員教育機関の質的向上につながる、実務内容に即した座学研修と乗船研修を実施した。（国土交通省）

・漁村において、漁獲物の加工・販売や漁村コミュニティにおける様々な活動において中心となって取り組む女性の活動を促進するため、資質向上のための人材育成研修を実施するとともに、漁村女性グループによる加工・販売等の起業的な経済活動や魚食普及等の漁村地域の活性化のための取組への支援を行った。（農林水産省）

イ 子どもや若者に対する海洋に関する教育の推進

1) 令和5年7月に「ニッポン学びの海プラットフォーム」第2回会合を開催し、第4期海洋基本計画における海洋の人材育成・確保、国民の理解増進に向けた施策を関係府省間で確認するとともに、これまでの取組実績を踏まえ、今後取り組むべき内容等について議論を行った。

（内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

・学習指導要領に対応して作成した「海洋教育プログラム」及び同プログラムに応じたオンライン授業動画を全国の小・中学校教員への周知を図った。（国土交通省）

・「指導主事連絡協議会（全国の都道府県・政令指定都市等の小学校から高等学校までの教育委員会の担当者が集まる協議会）」にて、令和5年5月に「海しる」の海洋教育コンテンツを周知し、学校現場への普及啓発を行った。（内閣府）

・JAMSTECでは、海洋STEAM事業においてこれまでの調査研究活動を通じて得られた成果や画像データ等を活用して、海洋分野に関連する学習指導要領に沿ったSTEAM教材を制作した。また、制作した教材をウェブサイトに掲載するとともに、学びのイノベーションプラットフォーム（PLIJ）のPLIJ STEAM Learning Communityに掲載した。（文部科学省）

・国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）において、探究・STEAM教育を支える企業や大学、研究機関等と学校・子供をつなぐポータルサイトの構築を進めた。（文部科学省）

2) 毎年7月の「海の日」及び「海の月間」を契機として、国民の海洋や海事産業への理解・関心を高めるためのイベントを全国各地で実施しており、令和5年度は汐留にて「海の日プロジェクト2023」を開催した。（国土交通省）

- ・海洋に関する幅広い分野で顕著な功績を挙げた個人又は団体を表彰し、その功績をたたえ広く紹介することにより、国民の海洋に関する理解・関心を醸成することを目的として、令和5年8月に「第16回海洋立国推進功労者表彰」（内閣総理大臣表彰）の受賞者を発表した。（国土交通省）

- ・海洋基本法や第4期海洋基本計画、AUV戦略等について、海洋に係るイベント（Techno-Ocean 2023、Offshore Tech Japan 2024等）での講演や展示により幅広い世代に普及広報を行った。（内閣府）

- ・SNS（X(旧Twitter)・Instagram・YouTube）を積極的に活用し、継続的に海や船に関する情報発信を行っており、現在のSNS総フォロワー数は約10,000人を超えている（国交省）。

- ・JAMSTECでは、特別展「海—生命のみなもと—」を国立科学博物館等と共催し、海への理解増進に取り組んだ。また、各地科学館・博物館・水族館や連携する地方公共団体の海洋イベント等に協力し海洋研究開発の紹介を行い、研究施設等の一般公開を開催した。（文部科学省）

【評価】

- ・洋上風力の事業開発やAIを用いた海洋産業の発展を担う人材育成は必須である。養成人材数の急激な増加が見込まれるため、さらなる加速的な活動推進を期待する。

- ・多科多人数配乗の改善について、神戸大学のカリキュラム改正は完了しており、東京海洋大学も動き始めていると聞いている。

- ・各校からのオーダーと教員のアサインをJMETSが上手くプログラミングすることで達成の方向に行くものと期待する。

- ・「海洋教育プログラム」や「海しる」の海洋教育コンテンツ、海洋STEAM事業は準備が整った段階と理解する。今後は計画通りに進めてほしい。

- ・海洋人材の育成についてはKPIとなっている外航船員新規就業者数における目標達成や、多科配乗改善の取り組みなど、着実に進捗していると評価する。しかし、内航船や漁船などの乗組員不足は深刻であり、これらの解消も含めさらなる取り組みを強化する必要がある。また、洋上風力に関わるエンジニアや海洋分野におけるDX、AI人材の育成も開始されているが、他分野からの技術・技術者の導入も含め人材確保に向けたさらなる取り組みの強化が重要である。併せて、子供の頃から海に親しむ教育や就業環境の改善も進める必要がある。



海上保安庁
@JCG_koho

海上保安庁公式アカウントです。海上保安庁ホームページの最新情報を中心に、国民の皆さまにお知らせしたい情報を発信していきます。
運用ポリシーはこちら⇒kaiho.mlit.go.jp/soshiki/soumu/

📍 東京都千代田区霞が関2-1-3 🌐 kaiho.mlit.go.jp
📅 2014年12月からTwitterを利用しています

海上保安庁公式Xトップページ
（提供：海上保安庁）



海洋 STEAM 教材ライブラリー
（提供：文部科学省）